

資料提供（投げ込み） 令和2年4月8日（水）	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 健康づくり課 (電話059-229-3310)	健康福祉部健康医療担当参事 (兼)健康づくり課長 梅林 ひとみ

新型コロナウイルス感染症対策
 4月8日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 （第6回）決定事項

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

4月8日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）
決定事項

1 決定事項

- (1) 政府の緊急事態宣言発令を受けて津市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（危機管理部）

政府が緊急事態宣言を発出したことを受け、只今から、この対策本部を新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づく「津市新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行することとします。

また、これまでの同対策本部の組織及び所掌事務をそのまま移行することで、継続した協議、対策を円滑に行おうとするものです。

今後は、法に基づく同対策本部として、津市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、迅速かつ的確に対策を講じることとします。

- (2) 行動計画に基づく「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」の設置について（危機管理部）

全国で感染症患者が日々増加するなかで、政府の緊急事態宣言の発出に伴い、市民の皆様は一層不安が高まり、予防や行動に関する疑問、支援策の内容等についての相談が増えることが想定されることから、今回、行動計画に基づき「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」を設置し、市民の皆様の不安の解消に取り組むこととします。

当該窓口については、新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応についての相談、問い合わせを一義的に受け付けて、より専門的な対応が必要な場合については、適切に回答できる担当部局に「つなぐ」ものとしてします。

当該窓口の設置は、明日、令和2年4月9日からとし、受付は平日の午前8時30分から午後5時15分まで対応することとし、設置場所は津市本庁舎8階、第81会議室で、当面は職員5名体制で対応するものとしてします。

また、1階案内に案内受付として職員1名を配置することとします。

す。

※ 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口

電話番号 059-229-3576

(3) 公共施設（市管理）の対応について（税務・財産管理担当）

現在、津市の公共施設については、利用者の感染対策を行った上で、一部の施設（げいのうわんぱーく、久居老人福祉センターの一部、久居総合福祉会館の一部、美里保健センターの一部、図書館学習室）を除き、原則、開館することを基本としています。

令和2年4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」で感染状況を3つの地域区分の考え方、想定される対応が示され、三重県は「感染確認地域」であると考えられることから、想定される対応として、

- ・ 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に排除した上で、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する
- ・ 具体的には、屋内で50名以上集まる集会・イベントへの参加は控えること
- ・ また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染リスクの低い活動も含め対応を更に検討していくことが求められる

とされています。

これらを踏まえ、市が管理している施設は、今後の運営に際してそれぞれのフェーズに応じて、施設の対応、利用者への対応及び職員等の対応に関する基本的な取り扱いを整理するとともに、関係部局に提示し、利用制限や休館等の判断を的確に行うこととします。

また、施設種別の一斉休館の取り扱いの考え方や休止施設の再開にあたっての考え方、県内・市内で急速な感染拡大が起こった場合の対応についても整理しておくこととします。

(4) 市主催イベントの開催判断の考え方の見直しについて（危機管理部）

令和2年3月28日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び同年4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス

感染症対策の状況分析・提言」並びに同月3日、三重県の県主催イベント開催基準の見直しを踏まえ、感染症防止対策の徹底を図るため、同年2月27日付け危第308号、健第1824号で通知した「新型コロナウイルス感染症に係る津市主催のイベントの開催判断の考え方について」及び第3回同対策本部で決定した内容を見直し、関係部局で対応することとします。

基本的な考え方として、感染リスクを回避するため不特定の方が集まるイベントは感染リスクが高いものとして、中止・延期することとし、また、参加者が特定できる場合においても、屋内で50名以上が集まるイベントは中止・延期とします。

なお、上記以外のイベントを開催する場合は、感染防止対策を徹底の上、実施できるものとします。

なお、当該新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の考え方は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大等により適宜見直すこととします。

(5) 津花火大会等について

①津花火大会の中止について（商工観光部）

今年度の津花火大会について、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めないことから、多くの人々が密集し、密接する花火大会を開催することは、感染リスクが高いと判断し、中止することとします。

※ 中止を決定した主な催し

- ・ 第57回高虎楽座
- ・ 第30回津市緑と花の市
- ・ 津市民薪能

②美杉総合支所における臨時バスの運行中止について（久居総合支所）

美杉総合支所管内において、「三多気の桜」及び「ミツマタ群生地」への観光誘客を図るため、令和2年4月11日（土）・12日（日）、18日（土）、19日（日）の4日間及びゴールデンウィーク中の5日間、JR名松線伊勢奥津駅前と近鉄名張駅西口を結ぶ三重交通バス路線を活用し、臨時バスの運行を予定しておりましたが、感染防止対策を徹底するため運行を中止することとします。

2 報告事項

(1) 政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について報告

(危機管理部)

令和2年4月7日、閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が公表されたことから、各部において情報を収集し、的確に対応してください。

(2) 都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について報告(健康医療担当)

令和2年3月30日、日全国市長会から厚生労働大臣及び経済再生担当大臣宛に「市町村行動計画を的確に実施するための緊急要望」がなされ、それを受けて同年4月2日付けで内閣官房及び総務省の担当部局より、各都道府県の部局宛に通知があり、まん延防止策のために必要な情報について都道府県は市町村と十分に協議を行ったうえで、市町村における事務の実施に必要な範囲内で、適切に情報提供を行われた旨の通知がなされました。このことから、今後、本市の事務において、必要となる情報については、県の担当部局と十分協議を行い対応してください。

(3) 津市東京事務所の対応について報告

(政策財務部)

これまで現下の状況を踏まえ、あいさつや情報収集など対面での対応は自粛し業務を行ってきたが、東京都の感染者の状況、また、テレワークの推奨がなされているといった状況を踏まえ、昨日、東京事務所職員2名のうち、所長については、東京においての在宅勤務、テレワークを、1名については、本庁舎での勤務体制とすることとし、職務命令を行いました。なお、東京事務所への電話については、所長への転送による対応とします。

(4) モーターボート競走における今後の対応について報告

(ボートレース事業部)

政府の緊急事態宣言を受けて、ボートレース関係団体において協議・調整の結果、中央団体としてはシステム等の体制を整え、また、感染症対策を十分に行ったうえで、①対象地域以外の競走場の無観客開催を継続、②対象地域の競走場の無観客開催の是非は、当該施行者が判断することとなっていることから、本市をはじめ緊急事態宣言の対象地域とならない競走場に関しては、現在行っている「当面の間、無観客開催及び各発売場の休

業」という対応を少なくとも宣言の期間である令和2年5月6日までは継続することとします。

なお、本市においては、現在開催中で4月11日までの一般競走、並びに次の開催となる4月21日から予定のプレミアムGIマスターズチャンピオン及び4月30日から5月5日までのゴールデンウイークの競走は引き続き無観客開催とします。

(5) 津市立南が丘小学校の再開について報告（教育委員会）

南が丘小学校教職員と接触した方が、その後PCR検査の対象となったことが判明した件で、感染を防止し、児童の安全に万全を期すため、対象者のPCR検査の結果が判明するまでの間、当該小学校を臨時休業としていたところですが、4月7日に津市教育委員会が学校を通じて確認したところ、PCR検査の結果が陰性であることが判明しました。

つきましては、4月6日（月）に実施予定であった南が丘小学校の始業式及び入学式を4月10日（金）に実施することとします。

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）

令和2年4月8日（水）
午前10時00分～
本庁舎8階 大会議室A

1 国・県の動き

- (1) 県内における令和2年4月2日以降の感染症患者の発生、続報及び県の動きについて報告（健康医療担当）
- (2) 同年4月7日、政府の緊急事態宣言の発出について報告（危機管理部）

2 政府の緊急事態宣言発令を受けて津市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について協議（危機管理部）

3 行動計画に基づく「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」の設置について協議（危機管理部）

4 公共施設（市管理）の対応について協議（税務・財産管理担当）

5 市主催イベントの開催判断の考え方の見直しについて協議（危機管理部）

6 津花火大会等について協議

- (1) 津花火大会の中止について（商工観光部）
- (2) 美杉総合支所における臨時バスの運行中止について（久居総合支所）

7 報告事項

- (1) 政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について報告（危機管理部）
- (2) 都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について報告（健康医療担当）
- (3) 津市東京事務所の対応について報告（政策財務部）
- (4) モーターボート競走における今後の対応について報告（ボートレース事業部）
- (5) 津市立南が丘小学校の再開について報告（教育委員会）

8 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）

提案事項

2 政府の緊急事態宣言発令を受けて津市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について協議（危機管理部）

政府が緊急事態宣言を発出したことを受け、只今から、この対策本部を新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づく「津市新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行することとします。

また、これまでの同対策本部の組織及び所掌事務をそのまま移行することで、継続した協議、対策を円滑に行おうとするものです。

今後は、法に基づく同対策本部として、津市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、迅速かつ的確に対策を講じることとします。

3 行動計画に基づく「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」の設置について協議（危機管理部）

全国で感染症患者が日々増加するなかで、政府の緊急事態宣言の発出に伴い、市民の皆様は一層不安が高まり、予防や行動に関する疑問、支援策の内容等についての相談が増えることが想定されることから、今回、行動計画に基づき「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」を設置し、市民の皆様の不安の解消に取り組むこととします。

当該窓口については、新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応についての相談、問い合わせを一義的に受け付けて、より専門的な対応が必要な場合については、適切に回答できる担当部局に「つなぐ」ものとし、

当該窓口の設置は、明日、令和2年4月9日からとし、受付は平日の午前8時30分から午後5時15分まで対応することとし、設置場所は津市本庁舎8階、第81会議室で、当面は職員5名体制で対応するものとし、

また、1階案内に案内受付として職員1名を配置することとします。

※ 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口

電話番号 059-229-3576

4 公共施設（市管理）の対応について協議（税務・財産管理担当）

現在、津市の公共施設については、利用者の感染対策を行った上で、一部の施設（げいのうわんぱーく、久居老人福祉センターの一部、久居総合福祉会館の一部、美里保健センターの一部、図書館学習室）を除き、原則、開館することを基本としています。

令和2年4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言」で感染状況を3つの地域区分の考え方、想定される対応が示され、三重県は「感染確認地域」であると考えられることから、想定される対応として、

- ・ 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に排除した上で、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する
- ・ 具体的には、屋内で50名以上集まる集会・イベントへの参加は控えること
- ・ また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染リスクの低い活動も含め対応を更に検討していくことが求められる

とされています。

これらを踏まえ、市が管理している施設は、今後の運営に際してそれぞれのフェーズに応じて、施設の対応、利用者への対応及び職員等の対応に関する基本的な取り扱いを整理するとともに、関係部局に提示し、利用制限や休館等の判断を的確に行うこととします。

また、施設種別の一斉休館の取り扱いの考え方や休止施設の再開にあたっての考え方、県内・市内で急速な感染拡大が起こった場合の対応についても整理しておくこととします。

5 市主催イベントの開催判断の考え方の見直しについて協議（危機管理部）

令和2年3月28日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び同年4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」並びに同月3日、三重県の県主催イベント開催基準の見直しを踏まえ、感染症防止対策の徹底を図るため、同年2月27日付け危第308号、健第1824号で通知した「新型コロナウイルス感染症に係る津市主催のイベントの開催判断の考え方について」及び第3回同対策本部で決定し

た内容を見直し、関係部局で対応することとします。

基本的な考え方として、感染リスクを回避するため不特定の方が集まるイベントは感染リスクが高いものとして、中止・延期することとし、また、参加者が特定できる場合においても、屋内で50名以上が集まるイベントは中止・延期とします。

なお、上記以外のイベントを開催する場合は、感染防止対策を徹底の上、実施できるものとします。

なお、当該新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の考え方は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大等により適宜見直すこととします。

6 津花火大会等について協議

(1) 津花火大会の中止について（商工観光部）

今年度の津花火大会について、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めないことから、多くの人々が密集し、密接する花火大会を開催することは、感染リスクが高いと判断し、中止することとします。

※ 中止を決定した主な催し

- ・ 第57回高虎楽座
- ・ 第30回津市緑と花の市
- ・ 津市民薪能

(2) 美杉総合支所における臨時バスの運行中止について（久居総合支所）

美杉総合支所管内において、「三多気の桜」及び「ミツマタ群生地」への観光誘客を図るため、令和2年4月11日（土）・12日（日）、18日（土）、19日（日）の4日間及びゴールデンウィーク中の5日間、JR名松線伊勢奥津駅前と近鉄名張駅西口を結ぶ三重交通バス路線を活用し、臨時バスの運行を予定しておりましたが、感染防止対策を徹底するため運行を中止することとします。

報告事項

7 報告事項

- (1) 政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について報告
(危機管理部)
- (2) 都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について報告 (健康医療担当)
- (3) 政府緊急事態宣言を受けて津市東京事務所の対応について報告
(政策財務部)
- (4) モーターボート競走における今後の対応について報告
(ポートルース事業部)
- (5) 津市立南が丘小学校の再開について報告 (教育委員会)

事務担当

医療保健部 新型コロナウイルス感染症対策チーム 担当 中村、太田 電話 059-224-2352 FAX 059-224-2344

新型コロナウイルス感染症患者の発生について（11例目） （第3報）

※下線部分を更新しました。

3月30日、新型コロナウイルス感染症が疑われる方についてPCR検査を行い、2名の方の陽性が確認されました。三重県内で判明した感染者としては第11例目となります。

2 患者情報（県内第11例目）

- (1) 年代 30代
 (2) 性別 男性（日本籍）
 (3) 居住地 東京都
 (4) 職業 会社員（建設業）
 (5) 症状・経過

3月25～26日 微熱、悪寒
 27～28日頃 市販薬で一時解熱
 29日（日） 38℃台の発熱、後頭部痛
 30日（月） 症状継続のため、医療機関Aを訪問、症状聞き取りにより帰国者・接触者相談センター（津保健所）に連絡あり、受診調整により帰国者・接触者外来（医療機関B）を受診し、疑似症としてPCR検査のため検体を採取。
 19時30分頃、PCR検査により陽性を確認。
 31日（火） 県内の感染症指定医療機関に入院。
 <現在の症状>
37℃台の発熱。

(6) 行動歴

3月24日（火）～ 仕事のため、自家用車で東京都から一人で来県し、津市内の宿泊施設に宿泊
 ・仕事上、不特定多数との接触なし。
 ・外出時、マスクは概ね着用していた。

(7) 接触者調査

濃厚接触者の方は、現時点で仕事の関係者およびホテルの関係者が31名特定されています。31名のうち、県内で検体採取、PCR検査を行う方は12名で、残り19名については、居住地を所管する他都道府県の保健所に依頼しています。

接触者については、保健所が引き続き調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。

※報道機関の皆様へ

本患者様およびその他ご関係者様の人権の尊重および個人情報保護、勤務先および滞在先等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。

令和2年4月4日

事務担当

医療保健部
新型コロナウイルス感染症対策チーム
担当 中村、太田
電話 059-224-2352
FAX, 059-224-2344

新型コロナウイルス感染症患者の発生について（第10例目）
（第5報）

※下線部分を更新しました。

3月30日、新型コロナウイルス感染症が疑われる方についてPCR検査を行い、1名の方の陽性が確認されました。三重県内で判明した感染者としては第10例目となります。

1 患者情報（県内第10例目）

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 男性（日本籍）
- (3) 居住地 埼玉県
- (4) 職業 会社員
- (5) 症状・経過

3月28日（土） 18時頃から38.9℃の発熱、医療機関Aを受診。インフルエンザ陰性。

29日（日） 38.4℃の発熱、呼吸器症状、味覚障害あり、医療機関Aを再受診、同医療機関から新型コロナウイルス感染の疑いありとして帰国者・接触者相談センター（鈴鹿保健所）に連絡あり、受診調整により帰国者・接触者外来（医療機関B）を受診し、疑似症としてPCR検査のため検体を採取。

30日（月） 16時30分頃、PCR検査により陽性を確認。
県内の感染症指定医療機関に入院。

<現在の症状>

37.1℃の熱、味覚障害あり、咳症状なし。

(6) 行動歴

3月27日（金） 仕事のため、自家用車で同行者と埼玉県から来県。陸上競技の練習会の関係者との懇親会に参加したあと、鈴鹿市内の宿泊施設「鈴鹿サーキットホテル」に宿泊

28日（土） 朝、同行者は長野県へ公共交通機関で移動
本人は日中、鈴鹿市内で開催された陸上競技の練習会で講師を務める

・本人は、29日～30日は買い物のため一時的に自家用車にて外出したのみ（不特定多数との接触なし）であり、それ以外は宿泊施設内に滞在している。

(7) 接触者調査

接触者の方は、陸上競技の練習会の関係者及び参加者（未就学児～成人）が82名、その他9名が特定されています。91名のうち県内で検体採取、PCR検査を行う方は81名おられ、検査の進捗は以下のとおりです。なお、現在把握している81名の接触者については、すべて検査を終了しました。

人数	検査済	陰性	陽性	今後検査予定
81名	81名	80名	1名	0名

※陽性者については県内発生13例目

なお、他の10名の接触者については、所在される地域を所管する他都道府県の保健所に依頼しており、検査等の対応をしていただいています。

このほか、調査を進めるなかで新たに把握した接触者が25名おり、うち25名についてすでに検査を実施し、すべて陰性でした。

また、念のため、医療機関Aの関係者6名も検査を行い、結果は全員が陰性でした。

(8) その他

・滞在先の宿泊施設「鈴鹿サーキットホテル」については、保健所との協議のうえ、4月2日までに、以下のとおり必要な措置を講じています。なお、ホテル関係者については、保健所の調査の結果、濃厚接触者に該当する方はいませんでした。

①県内10例目患者の宿泊が判明した後、直ちに同棟の他の宿泊客に説明し、棟を移動していただき、棟全体を閉鎖

②宿泊された部屋について、保健所立ち合いのうえ、以下の対策を実施

- ・宿泊案内、枕、その他消耗品を廃棄
- ・布団カバー等のリネン類は、バスタブにて次亜塩素酸により消毒後、クリーニング業者へクリーニングを依頼
- ・室内のドアノブ等、手で触れる部分をアルコール消毒剤により清拭した後、ベッド、床、壁等の部屋全体について消毒用機器（小型電動式噴霧器）により消毒剤を噴霧

③宿泊されたフロアについて、保健所立ち合いのうえ、以下の対策を実施

- ・自動販売機ボタンほか触れる可能性のある場所についてアルコール消毒剤により清拭
- ・共用スペースについて、消毒用機器（小型電動式噴霧器）により消毒剤を噴霧

※報道機関・県民の皆様へ

本患者におかれては、ご自身の「感染拡大防止に向けた取組の重要性と感染を最小限に止める」という強い決意のもと、ご自身及び勤務先会社にて氏名を公表されました。これまでも個人への偏見や差別につながる行為や人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないようお願いしているところですが、今回、個人名を公表したことにより、SNS等により個人や企業への誹謗中傷等やあらぬ噂による誤った情報が見受けられます。

個人の特定につながるような行為や勇気をもって情報を公開した個人や企業を責めることは、絶対に許される行為ではありません。また、感染拡大防止の観点からも、今後新たに感染が確認された場合に情報を提供・公開いただくことが難しくなります。

本患者様およびその他ご関係者様の人権の尊重および個人情報保護、勤務先および滞在先等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症に関する知事から県民へのメッセージ (4月7日)

県民の皆様へ

本日4月7日、政府から、緊急事態宣言が7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に発出されました。

宣言の発出により、当該7都府県では、知事の権限により、5月6日までの間、法的な根拠を持って「生活の維持に必要な場合を除く外出の自粛の要請」、「学校および映画館などの使用制限や停止の要請」等を行うことができるようになります。

今回、緊急事態宣言が発出された7都府県については、いずれも感染経路不明の感染者が大幅に増加するなど、4月1日の専門家会議で示されている「感染拡大警戒地域」に該当すると考えられます。

本県については、現時点で感染源が追えない患者は発生しておらず、新規の患者数も一定程度の増加幅に収まっていることから「感染確認地域」にあたると考えられますが、国内外や近隣府県の感染拡大の状況をふまえると、予断を一切許さない厳しい状況にあります。

今回、緊急事態宣言が発出された地域に本県は含まれていませんが、本県への感染拡大を防止し、県民の皆さんの大切な命を守るため、私たちは緊急事態宣言の対象地域と変わらず、強い危機感を持って、一致団結して「オール三重」で対応していく必要があります。

そこで、改めて、県民の皆様には以下の点について、ご理解ご協力をお願いいたします。

(1 感染拡大地域への移動の自粛)

これまで、感染が拡大している8都道府県（東京都、大阪府、北海道、愛知県、兵庫県、千葉県、神奈川県、埼玉県）への不要不急の出張や訪問等を控えていただくことの徹底についてお願いしてきたところです。

今回、緊急事態宣言が発出された7都府県において徹底的な外出自粛の要請がなされることもふまえ、県民の皆様には、ご不便・ご迷惑をおかけしますが、対象の7都府県への移動について、生活を維持するための必要最小限の移動以外は自粛してください。

また、緊急事態宣言の対象地域を決めるにあたり議論の対象となった北海道や愛知県、京都府など、多くの感染が確認されている地域への不要不急の出張や訪問等を控えてください。

(2 7都府県からの来県の自粛)

本県で感染が確認されている方については、その多くが県外で感染し、三重県内で発症したと考えられることから、7都府県に在住のご家族や友人などに対して性急な帰省や来訪を自粛する呼びかけをお願いするとともに、企業の皆様には、7都府県からの参加が見込まれる会議や出張等について、延期または中止いただくようお願いいたします。

(3 企業や学校関係の皆様へのお願い)

企業や学校関係の皆様におかれましては、新型コロナウイルスとの戦いが長引いており、景気の落ち込みによる企業活動の停滞や学校等の臨時休校に伴う保護者である従業員の皆様へのご配慮、カリキュラムの変更などにご協力いただいております。感謝申し上げます。これまで、多大なるご協力をいただいているところであり、これ以上、ご不便をおかけするのは大変心苦しくはありますが、緊急事態宣言が発出された状況をご理解いただき、従業員や学生の皆様にご配慮いただくとともに、テレワークやオン

ライン学習を積極的にご活用いただくなど、皆さんの大切な仲間の命や健康を守るため、ご協力をお願いいたします。

合わせて、宣言期間中にやむを得ず本県の施設等で開催するイベントや会議について、7都府県からの参加、入場、利用が見込まれる場合は、予め申込等の段階で対象者を把握いただくとともに参加の自粛を強く呼びかけていただきますようお願いいたします。

(4 真実に基づく冷静な対応のお願い)

新型コロナウイルスとの戦いが長く続く中、SNS等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、トイレットペーパー等、本来十分に供給が賄えている物資の買い占めが発生するなど、不安が不安を呼び、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。

また、憶測によるデマや誤った情報の拡散、個人や企業への誹謗中傷等も見受けられます。

私達も、引き続き、必要な物資の確保や県民の皆様へ迅速かつ正確な情報発信を行うために最大限努力してまいります。県民の皆様におかれましても、過剰な買いだめを控えるなど冷静に行動すること、根拠が不明な情報の拡散はしないことにご協力ください。

(5 報道機関の皆様へのお願い)

本県はもとより、緊急事態宣言が発出された7都府県をはじめ全国の感染拡大をここで食い止めるためには、報道機関の皆様のお力添えが必要です。本県としても企業や学校関係の皆様をはじめ、県民の皆様にも感染の拡大を防止するため、あらゆる手段を活用し、感染防止対策の徹底や感染が拡大している地域との往來の自粛等について周知してまいります。より多くの県民の皆様や全国の皆様に声を届けるため、積極的な情報の発信についてご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスは日々その影響力を強めており、本県の感染者は、今は13名にとどまっているものの、いつ、どこで、誰が感染するか、わかりません。

本年1月から新型コロナウイルスとの戦いが始まり、3か月が経とうとしています。県としては、県民の皆様をはじめ、企業、学校、関係機関・団体、市町の皆様にご協力いただきながら、感染拡大の防止と県民の皆様への不安解消に向け、「オール三重」で一致団結し、全力で取り組んできました。県民の皆様のごこれまでのご協力で心から感謝申し上げます。

今回、国が緊急事態宣言を発出したことを重く受け止め、私としても大変心苦しく思いますが、何よりも優先すべきは、「県民の皆様の“命”と“健康”を守ること」であると考え、三重県に宣言が発出される前の段階ではありますが、これまで以上に厳しいお願いをさせていただきます。

県といたしましても、新たにとりまとめられる緊急経済対策も最大限活用し、生活・経済に及ぼす影響を最小限に抑え、県民の皆様のご生活を守るため、不安を解消するため、あらゆる施策を総動員し、全身全霊をかけて強い決意で取り組んでまいりますので、県民の皆様におかれましても、ご理解、ご協力いただくよう、よろしく申し上げます。

私達は今、ウイルスという見えない敵と戦っています。新型コロナウイルスは未知の敵であり、その感染拡大のスピードは速く、ワクチンがまだ無いことなどから、世界中で不安がまん延しています。

私達が今できることは、不安や事実に基づかない情報により自分を見失うことなく、正確な情報を基に新型コロナウイルスを正しく恐れ、一人ひとりが的確な感染防止対策を徹底するとともに、我が事として認識し、「3つの『密』(密閉・密集・密接)」を避ける、人と人との間隔(ソーシャルディスタンス)を確保する、など行動変容を起こすことです。

また、自身が感染の疑いがある時は、事前に医療機関に連絡するなど、適切な受診行動を取り、感染拡大の防止を徹底するとともに、感染は他人事ではなく、自身や大切な家族にも起こりうることを認識し、個人への偏見や差別につながる行為や人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないことも大切です。

暗く、長い道のりが続いていますが、朝が来ない夜が無いように、必ず夜明けもやってきます。苦しい今だからこそ、「オール三重」で一致団結し、支えあいながら一步一步歩を進めていきたいと思

ますので、県民の皆様におかれましても、ご理解、ご協力いただくよう、よろしくお願いいたします。

令和2年4月7日
三重県知事 鈴木 英敬

本ページに関する問い合わせ先

三重県 医療保健部 薬務感染症対策課 感染症対策班

〒514-8570 津市広明町13番地(本庁4階)

電話番号：059-224-2352 ファクス番号：059-224-2344 メールアドレス：yakumus@pref.mie.lg.jp

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

新型コロナウイルス感染にかかる公共施設の対応について

現在、津市の公共施設については、利用者の感染対策を行った上で、一部の施設（げいのうわんぱーく、久居老人福祉センターの一部、久居総合福祉会館の一部、美里保健センターの一部、図書館学習室）を除き、原則、開館することを基本としています。

その上で、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言など状況が変化してきています。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言（4/1）によれば、津市は感染確認地域となっており、想定される対応として、

- ・人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に排除した上で、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する
- ・具体的には、屋内で50名以上集まる集会・イベントへの参加は控えること
- ・また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染リスクの低い活動も含め対応を更に検討していくことが求められる

とされています。

これらを踏まえ、今後の公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いについて、次のとおり整理します。

フェーズⅠ【今後～施設において濃厚接触者や感染者が発生するまで】

手指消毒薬の配置、マスク着用の徹底、発熱者の来館を遠慮いただく周知など、基本的な感染症対策を実施するとともに、施設利用や貸館にあたっては「3つの密」とならないよう対策が可能な施設については、これらを徹底し運営を継続することとします。

但し、専門家会議において指摘されている、50人以上の集会やイベントの実施に係る利用（貸館事業含）やジムや卓球、また個室でのカラオケの利用については全国的な集団感染事例を踏まえ市が直接運営する施設（指定管理者制度による運営施設を含む。）の施設については自粛を、また、貸館施設については主催者への利用自粛を要請します。

フェーズⅡ【利用者が濃厚接触者や感染者と判明した場合】

1 施設対応

情報を入手した時点で直ちに施設を閉鎖し、施設については利用者が感染者又は濃厚接触者がPCR検査の結果陽性と判明した場合には、保健所と調整のうえ全館消毒を行うこととします。

2 利用者への対応

施設を閉鎖するにあたっては、当該施設を利用していた方に、状況を説明した上で、お名前、連絡先を伺い、必要な情報や連絡がとれるように努めることとします。

また、当該濃厚接触者や感染者の利用日以降の施設利用者については、保健所と調整のうえ、主催者等への連絡が出来るよう準備をします。

3 施設等職員

当該濃厚接触者等と接した職員については在宅勤務とします。

この場合、当該濃厚接触者がPCR検査で陰性の場合、判明した日以降に復帰させることとします。

フェーズⅢ【職員が濃厚接触者や感染者となった場合】

1 施設対応

情報を入手した時点で直ちに施設を閉鎖し、施設については職員が感染者又はPCR検査の結果、陽性と判明した場合には、保健所と調整のうえ全館消毒を行うこととします。

2 利用者への対応

施設を閉鎖するにあたっては、当該施設を利用していた方に、状況を説明した上で、お名前、連絡先を伺い、必要な情報や連絡がとれるように努めることとします。

また、当該職員の感染経路が特定でき罹患の疑い日が特定された場合には、保健所と調整のうえ、罹患の疑い日以降の主催者等への連絡が出来るよう準備をします。

3 施設等職員

当該職員と執務場所が同一であった施設職員等については、在宅勤務とします。

この場合、当該職員がPCR検査で陰性の場合、判明した日以降に復帰させることとします。

●施設種別の一斉休館の取り扱いの考え方について

同種の施設が各地域にある施設については、基本的に休館の取り扱いは、個別施設ごとに判断を行うこととします。

しかしながら、当該公共施設内における活動や利用が発症の拡大につながるとされることもあることから、全国的な状況も踏まえ、同種の施設を開館していることが感染拡大の原因と考えられる場合には、今後の感染リスクがある施設として、同種施設の一斉休館の判断を行います。

●休止施設の再開にあたっての考え方について

施設の再開にあたっては、施設の消毒を行った後、安全が確認された時点で再開します。

但し、全国的な状況も踏まえ、当該施設を開館することが更なる感染拡大につながると判断される場合には、当面の間、休館を継続することとします。

●県内・市内で急速な感染拡大が起こった場合の対応について

県内・市内で急速な感染拡大が起こった場合には、その状況を踏まえ対応の見直しを行います。

危 第 号
健 第 号
令和2年4月 日

各部（局・室）長 様
各総合支所長 様

危機管理部長
健康医療担当理事

新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の
考え方の見直しについて（通知）

このことについて、令和2年3月28日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び同年4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「分析・提言」という。）並びに同月3日、三重県の県主催イベント開催基準の見直しを踏まえ、感染症防止対策の徹底を図るため、同年2月27日付け危第308号、健第1824号で通知した「新型コロナウイルス感染症に係る津市主催のイベントの開催判断の考え方について」を見直し、下記のとおり整理しましたので、適切に運用をお願いします。

記

1 基本的な考え方

三重県は、分析・提言で感染状況を適切に表す3つの地域区分の考え方、想定が示され「感染症確認地域」であることが考えられる。

このことから、感染リスクを回避するため不特定の方が集まるイベントは感染リスクが高いものとして、中止・延期する。

また、参加者が特定できる場合においても、屋内で50名以上が集まるイベントは中止・延期とする。

なお、上記以外のイベントを開催する場合は、次の感染防止対策を徹底の上、実施できるものとする。

2 開催する場合の感染防止対策

津市が主催するイベントを実施する場合は、以下の感染防止対策を徹底することとする。

(1) 参加者に注意事項を事前に周知すること

ア 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。

イ 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。

ウ 「感染拡大警戒地域」をはじめ、多くの感染が確認されている都道府県にお住まいの方は参加をご遠慮いただきますようお願いいたします。

エ 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いいたします。

(2) 感染防止対策を徹底すること

ア 参加者へ手洗いの推奨

イ 会場にアルコール消毒液を設置

ウ 集団感染が生じた場合の共通点を踏まえると、特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの「密」が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いことから、このような環境を回避するための対応策の徹底

※ 参考：令和2年3月19日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言別紙「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」

3 留意事項

当該新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の考え方は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大等により適宜見直すこととします。

また、政府による緊急事態宣言により三重県が指定する地域となり、知事が緊急事態措置を講じた場合は、その内容に基づき迅速にイベントの中止・延期の対応を行うこととします。